

制服リユース事業実施要綱

(目的)

第1条 西原村社会福祉協議会の管理・運営に基づき、使われなくなった村内小中学校・保育園の制服等のリユース（以下「事業」という。）を行うことで、生活困窮者、ひとり親家庭の負担の軽減を図るとともに、一般家庭においても急を要する場合など、子育て支援の一助とすることを目的とする。

(制服)

第2条 制服等の提供は、本事業に理解を示した譲渡者（個人・団体）の協力により行うものとする。

(譲渡)

第3条 制服を譲渡しようとする者は寄付申出書（様式1号）を会長に提出する。

(対象者)

第4条 対象者は次に掲げるいずれかの者とする。

- (1) 村内の保育園・小中学校に通う予定のある又は現に通っている児童・生徒のいる保護者で制服の購入に困っている者
- (2) 転入等で急を要する者
- (3) その他、会長が特に必要と認めた者

(申請)

第5条 対象者がこの事業を利用しようとするときは利用申請書（様式2号）を会長に提出する。

(支援の決定)

第6条 会長は、前条の申請を受理し、提供が適当と認められた時は速やかに制服を選定し、提供するものとする。ただし、該当する制服がなかった場合はこの限りではない。

(受取)

第7条 制服の提供を受けた者は、受取書（様式3号）に記入し、会長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 本事業に必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。